



就労ビザとは

外国人は、日本で行う活動が、在留資格の規定する活動範囲内にあてはまる場合に限り、出入国在留管理庁の許可を取得したうえで、日本で就労することができる仕組みになっています。

在留資格は、日本で行う予定の活動や、身分・地位によって種類が 異なります。現在、日本で認められている<u>在留資格は30種類以上</u>ありますが、その中には制限なく働ける在留資格もあれば、基本的に働くことができないものもあります。

それぞれの在留資格は、就労できる活動内容が定められているため、 規定に該当しない仕事に従事することはできません。

具体的な在留資格は次のページでご紹介します。



就労が目的の在留資格①

①外交:外国政府の大使、行使、総領事、代表構成員など、

およびその家族

②公用:外国政府の大使、行使、総領事の職員、国際機関など

から公の用務で派遣され者など、およびその家族

③教授:大学教授等

④芸術:作曲家、画家、著述家

⑤宗教:外国の宗教団体から派遣される宣教師など

⑥報道:外国の報道機関の記者、カメラマン

⑦高度専門職1号:ポイント制による高度人材

⑧高度専門職2号:ポイント制による高度人材

(9)経営・管理:企業等の経営者・管理者

⑩法律・会計業務:弁護士、公認会計士

①医療:医師、歯科医師、看護師

迎研究:政府関係機関や私企業等の研究者

GMS海外人材 マネジメントサービス

就労が目的の在留資格②

③教育:中学校・高等学校等の語学教師等

④技術・人文知識・国際業務:機械工学等の技術者、

通訳、デザイナー、私企業の語学教師、

マーケティン業務従事者など

(15)企業内転勤:外国の事業所からの転勤者

16介護:介護福祉士

①興行:俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手など

®技能:外国料理の調理、スポーツ指導者、航空機の操縦者、

貴金属加工の職人など

⑩特定技能1号:特定産業分野に属する相当程度の知識または

経験を要する技能が求められる業務に従事する外国人

⑩特定技能2号:特定産業分野に属する熟練した技能を要する

業務に従事する外国人

②技能実習1号:技能実習生

迎技能実習2号:技能実習生

②技能実習3号:技能実習生



企業で一般的に活用される就労ビザ

その在留資格



<就労することができない在留資格>

②文化活動:日本文化の研究者

②短期滞在:観光客、会議参加者など

26留学:大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、

中学校および小学校などの学生・生徒

②研修:研修生

②家族滞在:在留外国人が扶養する配偶者・子

<法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行う在留資格>

②特定活動:外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、

経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者など

<活動に制限がない身分または地位に係る在留資格>

③ 永住者:法務大臣から永住許可を受けた者

(入管特例法の「特別永住者」を除く)

③1日本人配偶者:日本人の配偶者・子・特別養子

②永住者の配偶者:永住者・特別永住者の配偶者および日本で出生し、引き続き在留

している子

③3定住者:第三国定住難民。日経3世、中国残留邦人など





日本国内の企業に雇われて仕事する外国人の約9割が「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を取得して働いています。一般的には、技術・人文知識・国際業務の頭文字をとって「技人国」(ぎじんこく)と呼ばれています。技人国ビザの外国人が行う業務は、技術や知識などの専門性が必要。技術・人文知識・国際業務の具体的な内容については次の通りです。

技術:理学、工学その他の自然科学の分野に属する知識を要する業務 (例、機械工学等の技術者、システムエンジニア)。

人文知識:法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に

属する知識を要する業務(例、企画、営業、経理などの事務職)。

国際業務:外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を

必要とする業務

(例、英会話学校などの語学教師、通訳・翻訳、デザイナー)。

技人国ビザを取得するためには、学歴を含め、さまざまな要件を満たす必要があります。外国人の雇用を希望する企業は早めに申請者が条件を満たしているかどうかを確認しておきましょう。

主な在留資格②:特定技能



特定技能には「特定技能1号」と「特定技能2号」の2種類があります。人手不足が深刻な産業で就労を希望する外国人は、まず同1号を取得します。その在留期間は通算5年。通常、延長は認められておらず、母国へ帰国しなければなりませんが、特定技能2号は在留期間に通算で上限はなく、5年の在留期間を修了しても、技能水準や日本語能力を確認する試験に合格すれば、引き続き日本に在留することができます。特定技能1号は次の14職種が指定されています。

- ①介護 ②ビルクリーニング ③素形材産業 ④産業機械製造業
- ⑤電子・電子情報関連産業 ⑥建設業 ⑦造船・船舶業
- ⑧自動車整備業 ⑨航空業 ⑩宿泊業 ⑪農業 ⑫漁業
- 13飲食料品製造業 14外食業
- ※特定技能2号で指定されているのは2業種。
- ①建設業 ②造船・舶用工業

特定技能ビザを取得するには、技能試験・日本語試験に合格するか、技能実習2号を良好に修了していることが必要となります。





技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間(最長5年)に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度です。この制度は、受入機関のタイプおよび技能実習生の行う活動により、1号・2号・3号に区分されています。

3年受入れできる職種・作業は、令和3年3月16日時点で85職種156作業、 そのうち5年に延長できる職種・作業は、77職種135作業です。

技能実習は、技人国や特定技能と異なり、**転職が禁止**されています。 また、受け入れ人数については、**技能実習は常勤職員の総数に応じて、 制限**があります。

他にも、技能実習1号から2号、2号から3号に移行するためには、 それぞれ**技能検定を受検し合格**しなければなりません。



技人国、特定技能、技能実習の比較

	受入れ作業の自由度	採用・運営コスト	技術・技能日本語レベル
技人国	不問だが、専門的な 業務。単純労働はNG。	ハローワークでも募集は 出せるが、人材紹介会社 で募集することが多い。 ランニング費用はかから ない。	高度な技術・技能を期待できる。
特定技能	受け入れられる業界 が14分野と限定され ている。 作業は技能実習より は自由度が高い。	ハローワークでも募集は 出せるが、人材紹介会社 で募集することが多い。 支援業務を委託するなら 支援費がかかる。	技能実習を良好に修了 した方であれば、実務 経験、日本語能力もあ る程度担保されている。
技能実習	職種ごとに作業や使 用する機械、器具等 まで決められている。	イニシャルで現地での教育費用・渡航費、ランニングで監理団体への監理 費がかかる。	技術は未経験。日本語 は6か月程度入国前に 学習し、N5~N4レベル まで習得。

最後に



外国人を雇用する上で、在留資格について理解することは非常に重要なことです。

日本国内に在留する外国人の方は何等かの在留資格を得ていますが、 在留資格を得ているからといって、どのような仕事にも就かせることが できる、というわけではありません。

在留資格によって、就労制限があるものもあり、 貴社の採用条件に合わない場合もありますし、 そもそも就労することができないものもあります。

その場合は適切な在留資格に変更申請をしてから入社させるなどの対応が必要となってきます。

不適切な在留資格で雇用していると、不法就労助長罪となるケースもありますので、**条件に見合った外国人の方の採用、 在留資格の申請**を行っていきましょう。 細やかな気遣い・サポートを提供し、 日本での生活をもっと快適に。



https://gms.ca-m.co.jp/

WEBサイトで
「社労士・行政書士無料相談」へのご相談
「海外人材Q&A」での質問検索
を提供しております。
ぜひご利用ください。

お問い合わせ

フリーダイヤル

営業時間:10:00-18:00(月-金)

0120-530-451

GMS海外人材マネジメントサービス